

第12回講義資料

法令文について

法令文は、文字で表現しなければならない。例えば、地方公共団体の議会の議員の解職請求（リコール）を行うためには、何人の署名を集めなければならないのか。

地方自治法第八十条
 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

法令文では、1つの文で1000字を超えることがしばしばある。

次に掲げる地方自治法320条1項は、1425字であるが、いくつの文からなっているか。

<p>地方自治法第三百二十条一項 都道府県が第三条第六項、第七条第一項及び第二項（第八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、並びに第五項及び第九項（同条第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理することとされている事務）又は第二号法定受託事務である場合においては、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の七第二項、第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理することとされている事務）に係るものに限る。）、第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項（第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務、第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務（同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二の規定により処理することとされている事務（第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百六十一</p>	<p>条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務、第二百八十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務、第二百八十六条第一項及び第二項（第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十六条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（一部事務組合にあつては都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百八十八条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の七第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、同条第六項において準用する場合を含む。）、同条第三項、第二百九十一条の十四第一項及び第三項並びに第二百九十一条の十五第二項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。</p>
---	---

地方自治法第三百十四條第一項

第二百八條第二項、第二百十條、第二百十四條、第二百十五條(第二号及び第三号を除く)、第二百十六條、第二百二十條第一項及び第二項、第二百二十一條第二項、第二百三十一條、第二百三十一條の二第三項から第五項まで、第二百三十二條、第二百三十二條の三、第二百三十二條の五、第二百三十二條の六、第二百三十三條の二本文、第二百三十四條から第二百三十四條の三まで、第二百三十五條の二第一項及び第二項、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四、第二百三十六條から第二百三十八條まで、第二百三十八條の三から第二百三十八條の五まで、第二百三十九條、第二百四十條、第二百四十二條、第二百四十二條の二、第二百四十二條の三第一項、第二項、第四項及び第五項、第二百四十三條、第二百四十三條の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三條の三第一項並びに第二百四十三條の五の規定は、事業団の財務についてこれを準用する。ただし、第二百三十五條の三の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

数字が並ぶと非常に読みにくい文になる。事業団の財務について準用されるのは、どの条項か。

法令用語について

「及び」・「並びに」

地方自治法第八十條の八
教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

「又は」・「若しくは」

地方自治法第七十條六項
出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役(前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。)にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。

「みなす」・「推定する」

民法第七七十二條
妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。
婚姻成立の日から二百日後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

民法第七七十四條
第七七十二條の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができない。

民法第八八十六條
胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。
前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、これを適用しない。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第四條
(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)
性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

法令文の現代語化について

刑法の旧規定のうち、次の条文が特に難読難解といわれている。正しく読み仮名を振り、意味を理解することができるか。

- ・ 36条1項 「急迫不正ノ侵害ニ対シ自己又ハ他人ノ権利ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ之ヲ罰セス」
- ・ 38条2項 「罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラル者ハ其重キニ從テ処断スルコトヲ得ス」
- ・ 42条2項 「告訴ヲ待テ論ス可キ罪ニ付キ告訴権ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同シ」
- ・ 77条1項 「政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭窃シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ為シタル者ハ内乱ノ罪ト為シ左ノ區別ニ從テ処断ス……」
- ・ 185条 「偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ五十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」

法律学を学び始めたばかりの学生が民法の条文を読むとき、しばしば読み誤りやすいものとして、「責ニ任ス」という言い回しがあった。これは、責任を負うという意味で、民法の旧規定のうち、105条、109条、412条、413条、431条、709条にあった。

民法の旧規定には、「産婆」、「棟梁」（170条）、「居職人及ヒ製造人」（173条）、「校主、塾主、教師及ヒ師匠」、「木戸銭」（174条）、「奴婢」、「薪炭油」（310条）、「旅客、其従者及ヒ牛馬ノ宿泊料並ニ飲食料」（317条）、「工匠、技師及ヒ請負人」（327条）など、時代を感じさせる文言が数多く見られた。

法典論争とは

1890年に公布された民法典と商法典をめぐって、その施行を主張する者と延期を主張する者との間で展開された論争のこと。民法の財産法はフランス人ポアソナードが、身分法は日本人委員が、商法はドイツ人ロesslerが、それぞれ中心となって起草したため、民法と商法との統一性が欠如しており、また、身分法が日本固有の伝統的な家族観と相容れないとの批判が噴出した（穂積八束の論文「民法出デテ忠孝亡ブ」が有名）。

これまでの商法（明治32年法律第48号）の会社法部分の主要な改正（平成以降のものに限る）

平成2年法律第64号	最低資本金制度の創設、設立手続の簡素合理化
平成5年法律第62号	株主権の強化、監査機能の強化、社債制度の改正
平成6年法律第66号	自己株式取得規制の緩和
平成9年法律第56号	ストックオプション制度の導入、株式償却特例
平成9年法律第71号	合併法制の合理化・簡素化
平成11年法律第125号	株式交換と株式移転制度の導入、時価会計制度の導入
平成12年法律第90条	会社分割制度の導入
平成13年法律第79号	金庫株の解禁、株式出資単位の見直し
平成13年法律第128号	新株予約権制度の創設、種類株式の内容拡大、会社関係書類の電子化
平成13年法律第149号	監査役制度の充実、取締役等の責任制限制度の創設
平成14年法律第44号	重要財産委員会制度、大会社以外の株式会社における会計監査人による監査、委員会等設置会社に関する特例
平成15年法律第132号	自己株式取得制度の導入
平成16年法律第87号	株券の不発行、電子公告制度

商法の規定と会社法との規定を対照

<p>第四十三条 番頭、手代其ノ他営業ニ関スル或種類又ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受ケタル使用人ハ其ノ事項ニ関シ一切ノ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス</p> <p>第三十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	<p>第三十七條 商人ハ支配人ヲ選任シ本店又ハ支店ニ於テ其ノ営業ヲ為サシムルコトヲ得</p> <p>第三十八條 支配人ハ営業主ニ代リテ其ノ営業ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス</p> <p>支配人ハ番頭、手代其ノ他ノ使用人ヲ選任又ハ解任スルコトヲ得</p> <p>支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ</p>	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）</p>
<p>第十四条 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 前項に規定する使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	<p>第十條 会社（外国会社を含む。以下この編において同じ。）は、支配人を選任し、その本店又は支店において、その事業を行わせることができる。</p> <p>（支配人の代理権）</p> <p>第十一條 支配人は、会社に代わつてその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。</p> <p>3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>（ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人）</p>	<p>会社法（平成十七年法律第八十六号）</p>

行政不服審査法(昭和三十七年法律第百八十号)

第一章 総則 (第一条―第八条)

第二章 手続

第一節 通則(第九条―第十三条)

第二節 処分についての審査請求(第十四条―第四十四条)

第三節 処分についての異議申立て(第四十五条―第四十八条)

第四節 不作為についての不服申立て(第四十九条―第五十二条)

第五節 再審査請求(第五十三条―第五十六条)

第三章 補則(第五十七条・第五十八条) 附則

(審査請求に関する規定の準用)

第四十八条 前節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十三条、第三十三條、第三十四條第三項、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三條を除く。)の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

行政手続法(平成五年法律第八十八号)

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができ

る。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面での旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

刑法等の一部を改正する法律(案)

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号及び第三条の二第一号中「強姦」の下に、「集団強姦等」を加える。

第十二条第一項及び第十三条第一項中「十五年」を「二十年」に改める。

第十四条中「二十年」を「三十年」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を二十年とする。

第一百七十六条中「七年」を「十年」に改める。

第一百七十七条中「二年」を「三年」に改める。

第一百七十八条中「わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条」を「わいせつな行為をした者は、第一百七十六条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に墜じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

第一百七十八条の次に次の一項を加える。

(集団強姦等)

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

第一百七十九条中「前三条」を「第一百七十六条から前条まで」に改める。

第一百八十条第一項中「前条までの罪」を「第一百七十八条までの罪及びこれらの罪の未遂罪」に改め、同条第二項中「から前条までの罪」を「若しくは第一百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪」に改める。

第一百八十一条中「から第一百七十九条までの罪」を「若しくは第一百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第一百七十七条若しくは第一百七十八条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷さ

せた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

3 第一百七十八条の二の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

第一百九十九条中「三年」を「五年」に改める。

第二百四条中「十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料」を「十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

第二百五五条中「二年」を「三年」に改める。

第二百八条の二第一項中「十年」を「十五年」に改める。

第二百四十一条中「七年」を「六年」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百五十七条の四第一項第一号中「第一百七十八条」を「第一百七十八条の二」に改める。

第二百五十条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「あたる」を「当たる」に、「十五年

」を「二十五年」に改め、同条第二号中「あたる」を「当たる」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第六号中「あたる」を「当たる」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「あたる」を「当たる」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「あたる」を「当たる」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「十年以上」を「十五年未満」に、「あたる」を「当たる」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「五年」を「六年」に改める。

(暴力行為等処罰に関する法律の一部改正)

第四条 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第一項及び第一条ノ三第一項中「十年」を「十五年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日前である場合には、第三条のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条第一項第七号の改正規定中「第三条第一項第七号」とあるのは、「第三条第一項第二号」とする。

2 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律第五条の規定の施行の日前である場合には、第四条のうち暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二第一項及び第一条ノ三第一項の改正規定中「第一条ノ三第一項」とあるのは、「第一条ノ三」とする。

第三条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の刑法(以下「旧法」という。)(第二百四十条

の罪に当たる行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期間については、第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百五十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 併合罪として処断すべき罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものとがある場合において、これらの罪について刑法第四十七条の規定により併合罪として有期の懲役又は禁錮の加重をするときは、旧法第十四条の規定を適用する。ただし、これらの罪のうちこの法律の施行後に犯したもののみについて第一条の規定による改正後の刑法第十四条の規定を適用して処断することとした場合の刑が、これらの罪のすべてについて旧法第十四条の規定を適用して処断することとした場合の刑より重い刑となるときは、その重い刑をもって処断する。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第五条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

- 1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録
- (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの 五十年
 - (二) 十年以上の有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの 二十年

別表

<p>1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの 五十年 (二) 二十年を超える有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの 三十年 (三) 十年以上二十年以下の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの 二十年 (四) 五年以上十年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの 十年 (五) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの 五年 (六) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの 三年(法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間) 	<p>(三) 五年以上十年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの 十年</p> <p>(四) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの 五年(法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間)</p>
--	---

(国際受刑者移送法の一部改正)

第六条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条 第一項第二号及び第二項中「二十年」を「三十年」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に国際受刑者移送法第二十条第十一号の受入移送犯罪(二)以上あるときは、それら(すべて)を犯した者に係る同条第二号の共助刑の期間については、前条の規定による改正後の同法第十七条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正案	現行
<p>○ 刑法 (明治四十年法律第四十五号)</p> <p>刑罰等の一部を改正する法律案新旧対照表文</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>第三條 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五、第七百七十六條から第七百七十九條まで (強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦、未遂罪)、第八十一条 (強制わいせつ等致死傷) 及び第八十四條 (重婚) の罪</p> <p>六、七十六 (略)</p> <p>(国民以外の者の国外犯)</p> <p>第三條の二 この法律は、日本国外において日本国民に對して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。</p> <p>一、第七百七十六條から第七百七十九條まで (強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦、未遂罪) 及び第八十一条 (強制わいせつ等致死傷) 及び第八十四條 (重婚) の罪</p> <p>二、七十六 (略)</p> <p>(懲役)</p> <p>第十二條 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一年以上二十年以下とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三條 (国民の国外犯)</p> <p>第三條 (同上)</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五、第七百七十六條から第七百七十九條まで (強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪)、第八十一条 (強制わいせつ等致死傷) 及び第八十四條 (重婚) の罪</p> <p>六、七十六 (略)</p> <p>(国民以外の者の国外犯)</p> <p>第三條の二 (同上)</p> <p>一、第七百七十六條から第七百七十九條まで (強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪) 及び第八十一条 (強制わいせつ等致死傷) 及び第八十四條 (重婚) の罪</p> <p>二、七十六 (略)</p> <p>(懲役)</p> <p>第十二條 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一年以上十五年以下とする。</p> <p>2 (略)</p>

<p>は、前条の例による。</p> <p>(集団強姦等)</p> <p>第七百七十八條の二 二人以上の者が現場において共同して第七百七十七條又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。</p> <p>(未遂罪)</p> <p>第七百七十九條 第七百七十六條から前条までの罪の未遂は、罰する。</p> <p>(報告罪)</p> <p>第七百八十條 第七百七十六條から前条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第七百七十六條若しくは第七百七十八條第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。</p> <p>(強制わいせつ等致死傷)</p> <p>第七百八十一條 第七百七十六條若しくは第七百七十八條第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。</p> <p>2 前項若しくは第七百七十八條第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。</p> <p>3 前項若しくは第七百七十八條第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。</p> <p>(殺人)</p> <p>第七百九十九條 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(未遂罪)</p> <p>第七百七十九條 前条の罪の未遂は、罰する。</p> <p>(報告罪)</p> <p>第七百八十條 第七百七十六條から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第七百七十六條から前条までの罪については、適用しない。</p> <p>(強制わいせつ等致死傷)</p> <p>第七百八十一條 第七百七十六條から第七百七十九條までの罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。</p> <p>(新設)</p> <p>(殺人)</p> <p>第七百九十九條 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の有期懲役に処する。</p>
--	---

<p>(禁錮)</p> <p>第十三條 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一年以上二十年以下とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)</p> <p>第十四條 死刑又は禁錮の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合には、その長期を三十年とする。</p> <p>2 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては、三十年にまで上げることができ、これを減輕する場合においては、一月未満に下げることができる。</p> <p>(強制わいせつ)</p> <p>第七百七十六條 十三歳以上の男女に對し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に對し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p> <p>(強姦)</p> <p>第七百七十七條 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。</p> <p>(準強制わいせつ及び準強姦)</p> <p>第七百七十八條 人の心神喪失若しくは抗拒不能に墮じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七百七十六條の例による。</p> <p>2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に墮じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の有期懲役に処する。</p>	<p>(禁錮)</p> <p>第十三條 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一年以上十五年以下とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)</p> <p>(新設)</p> <p>第十四條 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては、二十年にまで上げることができ、これを減輕する場合においては、一月未満に下げることができる。</p> <p>(強制わいせつ)</p> <p>第七百七十六條 十三歳以上の男女に對し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に對し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p> <p>(強姦)</p> <p>第七百七十七條 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。</p> <p>(準強制わいせつ及び準強姦)</p> <p>第七百七十八條 人の心神喪失若しくは抗拒不能に墮じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二條の例による。</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>(傷害) 第二百四十四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 (傷害致死) 第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。 (危険運転致死傷) 第二百八条之二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を行きよつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走りよつて人を死傷させた者も、同様とする。 (強盗致死傷) 第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。</p>	<p>(傷害) 第二百四十四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。 (傷害致死) 第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。 (危険運転致死傷) 第二百八条之二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を行きよつて、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走りよつて人を死傷させた者も、同様とする。 (強盗致死傷) 第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。</p>
--	--

<p>○ 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号) 改正案 第二百五十七条の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所(これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。)にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、尋問することができる。 一 刑法第七十六条から第七十八条まで、第八十一条、第二百二十五条(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十七条第一項(第二百二十五条の罪を犯した者を補助する目的に係る部分に限る。)(若しくは第三項(わいせつ)の目的に係る部分に限る。)(若しくは第二百四十一条前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者) 二・三(略) 第二百五十条 時効は、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。 一 死刑に当たる罪については十五年 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年</p>	<p>現行 第二百五十七条の四 (同上) 一 刑法第七十六条から第七十八条まで、第八十一条、第二百二十五条(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十七条第一項(第二百二十五条の罪を犯した者を補助する目的に係る部分に限る。)(若しくは第三項(わいせつ)の目的に係る部分に限る。)(若しくは第二百四十一条前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者) 二・三(略) 第二百五十条 時効は、左の期間を経過することによつて完成する。 一 死刑に当たる罪については十五年 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十年(新設)</p>
---	--

<p>四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年 五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年 七 拘留又は科料に当たる罪については一年</p>	<p>三 長期十年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については七年 四 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年 五 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年 六 拘留又は科料に当たる罪については一年</p>
--	---

<p>○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号) 改正案 (組織的な殺人等) 第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該罪に当たる行為を實行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。 一 六(略) 七 刑法第九十九条(殺人)の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役 八 七(略) 九 八(略)</p>	<p>現行 (組織的な殺人等) 第三条 (同上) 一 六(略) 七 刑法第九十九条(殺人)の罪 死刑又は無期若しくは五年以上の懲役 八 七(略) 九 八(略)</p>
--	---

○ 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）

改正案	現行
<p>第一条ノ二 銃砲又ハ刀剣ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>②（略）</p> <p>第一条ノ三 常習トシテ刑法第二百四條、第二百八條、第二百二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>②（略）</p>	<p>第一条ノ二 銃砲又ハ刀剣ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>②（略）</p> <p>第一条ノ三 常習トシテ刑法第二百四條、第二百八條、第二百二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>②（略）</p>

○ 國際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）

改正案	現行
<p>(共助刑の期間)</p> <p>第十七条 共助刑の期間は、次の各号に掲げる受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 外国刑（二）以上あるときは、そのいずれか（イ）が無期であるとき 無期</p> <p>二 前号に掲げる場合に該当しないとき 次のイ又はロに掲げる裁判国において当該外国刑の執行が開始された日（二）以上あるときは、当該日のうち最も早い日（以下同じ。）から受入受刑者の拘禁をすることができるとされる最終日までの日数（裁判国においてその執行としての拘禁をしていないとされる日数を除く。）の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間</p> <p>イ 裁判国において当該外国刑の執行が開始された日から三十年を経過する日までの日数を超えるとき 当該三十年を経過する日までの日数</p> <p>ロ 裁判国において当該外国刑の執行が開始された日から三十年を経過する日までの日数を超えないとき 当該最終日までの日数</p> <p>2 受入受刑者が二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二）以上あるときは、それらすべて（イ）の重減しを受けた者である場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「三十年」とあるのは「十五年」とする。</p>	<p>(共助刑の期間)</p> <p>第十七条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>イ 裁判国において当該外国刑の執行が開始された日から二十年を経過する日までの日数を超えるとき 当該二十年を経過する日までの日数</p> <p>ロ 裁判国において当該外国刑の執行が開始された日から二十年を経過する日までの日数を超えないとき 当該最終日までの日数</p> <p>2 受入受刑者が二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二）以上あるときは、それらすべて（イ）の重減しを受けた者である場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「二十年」とあるのは「十五年」とする。</p>

○ 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）

改正案	現行
<p>別表（第二条関係）</p> <p>保管記録の区分</p> <p>1 刑に処する裁判により終結した刑罰事件の保管記録</p> <p>(一) 刑罰又は無期懲役若しくは懲役に処する裁判に係るもの</p> <p>(二) 二十年を超えない有期の懲役又は懲役に処する裁判に係るもの</p> <p>(三) 十年以上二十年以下の懲役又は懲役に処する裁判に係るもの</p> <p>(四) 五年以上十年未満の懲役又は懲役に処する裁判に係るもの</p> <p>(五) 五年未満の懲役又は懲役に処する裁判に係るもの</p> <p>(六) 罰金、没収又は追徴金に処する裁判に係るもの</p> <p>保管期間</p> <p>五十年</p> <p>三十年</p> <p>二十年</p> <p>十年</p> <p>五年</p> <p>三年（法務省令で定める期間）</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>保管記録の区分</p> <p>1 刑に処する裁判により終結した刑罰事件の保管記録</p> <p>(一) 刑罰又は無期懲役若しくは懲役に処する裁判に係るもの</p> <p>(二) 十年以上の有期の懲役又は懲役に処する裁判に係るもの</p> <p>(三) 五年以上十年未満の懲役又は懲役に処する裁判に係るもの</p> <p>(四) 五年未満の懲役又は懲役に処する裁判に係るもの</p> <p>(五) 罰金、没収又は追徴金に処する裁判に係るもの</p> <p>保管期間</p> <p>五十年</p> <p>二十二年</p> <p>十年</p> <p>五年</p> <p>三年（法務省令で定める期間）</p>

年」とする。

年」とする。

労組法改正案でもミス

不当労働行為審査制度の所定より十三日、明らの任期について、地方労働実効性の向上と迅速化を図るため、厚生労働省が先の通商国会に提出し、継続審議となった。厚生労働省が先の通商国会に提出し、継続審議となった。厚生労働省が先の通商国会に提出し、継続審議となった。厚生労働省が先の通商国会に提出し、継続審議となった。

読売新聞 2004年10月4日朝刊

信託業法案にミス

2か所存在せぬ根拠条文記載

政府が、金融機関以外の企業が信託業務への参入を可能にするため、国営「信託業法」の改正案を提出した。改正案は、信託業法に「信託業法」の根拠条文を記載する必要があるが、改正案には「信託業法」の根拠条文が記載されていない。改正案には「信託業法」の根拠条文が記載されていない。改正案には「信託業法」の根拠条文が記載されていない。

読売新聞 2004年10月13日朝刊

が廃止されると伴って証券取引法の関連条文を改めるとして、付則第九條のそれぞれ一部だ。法案の第五條第八項第八号には、信託業の免許を申請した企業の役員が五年以内に解任命令を受けていた場合、免許の交付を拒否できるとしているが、解任命令の根拠条文を「第一〇二條第八項」とすべきだと、付則第九條では、特例法廃止に伴う証券法の改正部分に「第一八條の四第一項第七号」とすべきを、「第一項」の部分が書かれていなかった。